

専業主婦(主夫)の届出漏れの期間をお届出ください！

(特定期間該当届のご案内)

国民年金の切替（第3号から第1号へ）が**2年以上遅れたことがある**方へ

- 「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」の手続きをすることにより**年金を受け取れない事態を防止できる**場合があります。

主に次のケースの方が対象となります。

ケース1

会社員の夫が

- ・退職した
- ・自営業を始めた
- ・65歳になった
- ・亡くなった

ケース2

- ・妻自身の年収が増えて夫の健康保険の被扶養者から外れた
- ・会社員の夫と離婚した

※妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同じです。

このようなときに切替が遅れて未納期間が発生している方

お手続きのメリット！

☛ **年金を受け取れない事態を防止できる場合があります** ➡ **特定期間化**

「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」の届出日以後、この「未納期間」について年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入することができ、老齢基礎年金または万一の際の障害・遺族基礎年金を受け取れない事態を防止できる場合があります（ただし、年金額には反映されません）。

ぜひこのお手続きをご利用ください。

お問い合わせは、

お近くの年金事務所、または『ねんきん加入者ダイヤル』へ



0570-003-004

受付時間

月～金曜日 午前8:30～午後7:00 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
第2土曜日 午前9:00～午後5:00

※050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）**03-6630-2525**にお電話ください。
※お問い合わせの際は、年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意ください。